**就学援助制度について**

保護者各位

**学校援助计划**

保护者各位

　刈谷市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１９条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

下記の認定基準により審査を行い、認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。（申請書は各学校または学校教育課で受け取ることができます。）

根据《学校教育法》（昭和22年第26号法律）第19条的规定，刈谷市教育委员会向在刈谷市中小学上学的学生，因保护者们经济困难和难以上学的学生， 提供入学所需的费用。

根据以下认证标准进行审核和认证后，您的孩子可以获得学校用品、校外活动、学校旅行和学校午餐费用等援助。

希望获得新援助的家长，请向儿童的学校提交助学金申请书和家庭世带票。 （申请书可以在孩子的学校或者学校教育课领取。）

**認定基準**

要保護

・現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

・生活保護の停止または廃止を受けた方

・要保護に準ずる程度に困窮している方

・市県民税の非課税または減免の処置を受けている方

・国民年金の掛け金の減免を受けている方

・国民健康保険税の減免を受けている方

・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

**认证标准**

要保护

• 根据《生活保护法》获得保护的人

准要保护

• 生活保护停止或接受废除的

• 贫困到需要保护的

• 接受市县民税免税或减免

• 接受国民年金减免

• 领取国家健康保险税的人

• 根据《儿童抚养津贴法》领取子女抚养津贴的人

令和５年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（Ｒ５.４.１）

令和５年学费发给单价（年额）表（R５.4.1）



* **支給対象期間は認定を受けた日以降になりますので、認定日によって支給額が異なります。**
* **新入学児童生徒学用品費は、６月３０日までに認定を受けた場合に支給します。**

1. **援助支援金额因认证日后支付，认定日不同支付额。**
2. **新入学的学生，学习用品费用，将在6月30日前获得认证支付。**